

平成29年2月  
警察庁

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成28年12月16日から29年1月15日までの間、「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行い、1件の御意見を頂きました。

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集した命令等の題名  
遺失物法施行規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第1号）
- 2 命令等の案を公示した日  
平成28年12月16日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方  
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。  
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（整理・要約をしていないものについては、警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。  
なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- 4 参考

頂いた御意見の総数	1件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件
- 5 その他  
本規則案による改正後の第18条第3項、第35条第3項並びに別記様式第1号、第2号及び第9号について、技術的修正をしました。

【別紙における略語】

規 則 ： 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）  
規則案 ： 遺失物法施行規則の一部を改正する規則案

「遺失物法施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

## 1 遺失物法施行規則の一部を改正する規則案関係

No.	御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
1	遺失届に係る事項を記載するのは所定の様式の書面であるべきであり、任意の書面に記載というのは望ましくないと思われる。	規則第5条第2項において警察署長が記載しなければならないとされている遺失届一覧簿は、警察署長が拾得者から物件の提出を受けたとき等に、該当する遺失届の有無を確認するためのものです。遺失届一覧簿を廃止し、任意の書面に記載することとしても、従前どおり、当該書面には遺失届に係る物件の種類、特徴等が記載されるので、警察署長による遺失届の有無の確認に問題は生じないと考えております。 よって、今回の改正については原案のとおりといたします。
2	送付による物件の返還等については、所有権の移転に関するものであるため、物件送付依頼書は廃止せず、書面を提出させるべきである。	警察署長が遺失者へ物件を返還する際には、物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、拾得物件控書に記載された内容と照合するなどの方法により、相手方が真の権利者であるか確認することとしています。また、物件送付依頼書は、送付先、送付方法及び送付料金の支払方法について書面に記載するものであり、返還する相手方が真の権利者であることが確認できていればあえて書面で提出を受ける必要はないもの

と考えております。

よって、今回の改正については  
原案のとおりといたします。

## 2 その他

規則案の内容に対する御意見ではありませんが、遺失物業務に係る電磁的記録のバックアップ等に関する御意見がありました。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。